

平成17年5月22日

ブ ロ ッ ク 規 程

練馬区キャッチバレーボール協会

第1章 総則

(ブロック)

第1条 この規程は、練馬区キャッチバレーボール協会（以下「本協会」という。）規約第2条及に基づいてブロックを設ける。

ブロックは、本協会の副会長を窓口とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協会の目的に資するためブロックの役割と協力を実施する他、ブロック内の活性化を図ると共に競技運営に必要な線審・記録要員の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ブロックは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 練馬区キャッチバレーボール協会理事候補及び部員の推薦
- ② ブロック内におけるキャッチバレーボールの普及・振興活動を推進する他、競技運営に必要な線審・記録要員の育成
- ③ その他、協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 本規程の変更

(規程の変更)

第4条 本規程は、理事会に諮り総会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成13年5月27日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年5月18日
- 3 一部改正 平成16年12月4日